

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260407	有限会社 屋満登興業(法人番号7012402019908)代表者:佐藤 圭一	東京都三鷹市野崎2-8-1	野崎	東京都三鷹市野崎2-8-1 クラウンビル201	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(271日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月12日及び同年12月11日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	31	31
20260414	日販物流サービス 株式会社(法人番号4010001151069)代表者:太田 紀行	東京都千代田区神田駿河台4-3	朝霞	埼玉県朝霞市大字上内間木字西通752-10、-12、-14	輸送施設の使用停止(48日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年3月5日及び同年同月17日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
20260414	ミフネ運送 株式会社(法人番号7040001019574)代表者:御船 哲志	千葉県船橋市金杉3-1-9	本社	千葉県船橋市潮見町19-8	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	適正化事業実施機関の巡回指導を拒否したことを端緒に、令和7年5月20日及び同年6月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	5	5
20260415	株式会社 塩沢トレーディング(法人番号3090001015358)代表者:塩澤 聖也	神奈川県横浜市中区かもめ町13-2F	山梨	山梨県笛吹市境川町藤塚3121	事業停止30日間、輸送施設の使用停止(10日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月18日及び同年2月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	31	31
20260421	株式会社 あぐり輸送(法人番号3070001024518)代表者:星野 敏男	群馬県伊勢崎市香林町2-875-5	栃木	栃木県佐野市多田町字中原1104-1	輸送施設の使用停止(213日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	労働局からの通報を端緒として、令和7年4月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	22	22

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260421	有限会社 サン運輸(法人番号6030002121835)代表者:齋藤 今朝夫	埼玉県秩父市中宮地町8-12	本社	埼玉県秩父市中宮地町8-12	輸送施設の使用停止(122日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)	13	13
20260421	株式会社 マルコチロックス(法人番号9010701022928)代表者:小越 栄治	東京都品川区南大井5-13-1	茨城支社	茨城県那珂郡東海村大字照沼230番地15	輸送施設の使用停止(112日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年5月9日及び同年同月12日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	12	12
20260421	有限会社 MCサービス(法人番号4030002121052)代表者:高田 みな子	東京都西多摩郡瑞穂町駒形富士山富士山下348-18、19、20	埼玉	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字菅原1609-1	輸送施設の使用停止(78日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年4月30日及び同年6月3日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	8	8
20260421	株式会社 ジェーラインエクスプレス(法人番号8021001038284)代表者:浅野 憲夫	神奈川県平塚市東豊田603-31	川島	埼玉県比企郡川島町戸守500番地1	輸送施設の使用停止(71日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年4月3日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	8	8
20260421	隆星運輸 株式会社(法人番号1021001015711)代表者:竹沢 隆	東京都町田市忠生3-22-19	町田	東京都町田市忠生3-22-18	輸送施設の使用停止(43日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年2月21日及び同年4月16日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20260421	有限会社 正起運輸(法人番号2040002034536)代表者:池宮城 光二	千葉県市川市高谷1791-1	本社	千葉県浦安市港50	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年3月24日及び同年4月3日、同年同月11日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4
20260421	有限会社 印南建材(法人番号8060002023473)代表者:印南 力男	栃木県那須塩原市箕輪199-27	本社	栃木県那須塩原市箕輪199-27	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年8月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年4月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260421	株式会社 前商(法人番号8060001015117)代表者:前田 好則	栃木県下野市中大領308-2	本社	栃木県下野市上大領字東原301-39	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月27日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	1	1
20260428	有限会社 糸川配送(法人番号9030002040842)代表者:糸川 賢司	埼玉県白岡市白岡1138-4	本社	埼玉県白岡市白岡1138-4	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業法第25条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月2日及び同年同月9日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第25条、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
20260428	有限会社 ティーコーポレーション(法人番号7070002031047)代表者:柴崎 卓也	群馬県渋川市半田2203-1	本社	群馬県渋川市半田2203-1	輸送施設の使用停止(42日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月29日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
20260428	株式会社 日光陸運(法人番号9060001006544)代表者:福田 順子	栃木県宇都宮市徳次郎町1982	宇都宮	栃木県宇都宮市徳次郎町1982	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年6月5日及び同年同月13日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)事故記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
20260428	有限会社 アールシステム(法人番号8012702010128)代表者:福澤 巖	東京都東村山市廻田町1-16-1	有限会社 アールシステム	東京都東村山市廻田町1-16-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年6月24日及び同年7月18日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)